

(保 282)

令和 2 年 3 月 2 6 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

### 令和 2 年度の指導・監査等について

指導、監査、適時調査につきましては、年度初めに地方厚生（支）局指導監査課または事務所と実施計画の相談が行われると理解しているところでございます。

しかしながら、令和 2 年度におきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、例年どおり実施することは困難な状況が想定されまるとともに、感染者や医療提供体制の状況が地域によって異なる上、指導等の形態や緊急性も異なります。

このため、一律に実施・延期・中止は判断できないとのことから、厚生労働省保険局医療課から各厚生局に対して、令和 2 年度のうちまずは 4 月から 6 月までの計画について、都道府県医師会と調整し合意した結果を踏まえて対応してほしい旨の連絡がされる予定です。

都道府県医師会におかれましては、厚生局から相談がありましたら、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の診療報酬改定の厚生局による集団指導実施の可否の際のように、相談ではなく報告のような形となった場合、日本医師会までご連絡いただきますよう重ねてお願いいたします。

指導は数値目標を設定して、件数を消化するものではなく、あくまでも適正な保険請求を促す教育的なものであります。このような時期に強制的に実施するような性格のものではありませんことから、各地域の医療機関の状況等に十分配慮して実施するよう、厚生局に要請するとともに、慎重にご対応いただきますようお願いいたします。